

通勤手当支給規程

制定 2018年4月1日

改定 2024年4月1日

(目的)

第1条 就業規則第3条に定める社員（試雇を含む）並びに契約社員就業規則第3条第1号から第3号までに定める契約社員（以下、「社員」という。）が公共交通機関（電車・バス）（以下、「交通機関」という。）を利用して通勤する場合には、この規程に定めるところにより通勤手当を支給する。

(支給対象期間)

第2条 通勤手当の支給対象期間は毎年4月から9月及び10月から翌年3月とする。

2. 前項にかかわらず、通勤定期券以外の方法により通勤することとして会社が指定する交通機関については一月毎とする。
3. 前2項にかかわらず、通勤経路の変更・取消等があった場合の支給対象期間については別に定める。

(支給方法)

第3条 通勤手当は支給対象期間の前月の賃金支給時に賃金に加算して支払う。

2. 前項にかかわらず、通勤定期券以外の方法により通勤することとして会社が指定する交通機関については翌月の賃金支給時に賃金に加算して支払う。
3. 前2項にかかわらず、通勤経路の変更・取消等があった場合の支給時期については別に定める。

(支給額)

第4条 通勤手当の支給額は会社が認定した通勤経路における交通機関の6か月定期券の金額によるものとする。ただし、通勤経路における交通機関の定期券の最長有効期間が3か月である場合についてはその倍額とする。

2. 前項にかかわらず、通勤定期券以外の方法により通勤することとして会社が指定する交通機関については当該交通機関において通勤に要した金額（ただし、会社が認定した通勤経路における割引サービスの上限額（上限額がない場合は会社が適正と認める額））を限度とする。
3. 前2項にかかわらず、通勤経路の変更・取消等があった場合の支給額については別に定める。
4. 前各項の通勤手当の支給額は非課税限度額を上限とする。

(通勤経路)

第5条 会社は原則として、次の基準により通勤経路を認定する。

- (1) 複数の経路がある場合は、最も合理的かつ経済的と認められる通勤の経路を利用すること。ただし、阪急線又は阪神線の利用が可能な場合は、これを含む経路を利用すること。
 - (2) 住居から職場又は乗車駅までの経路の距離が1キロメートル以内の場合は、徒歩によること。
2. 前項第1号の規定にかかわらず、所要時間の短縮等により会社が認めた場合は、当該経路を利用することを認める。

(通勤経路の特例)

第6条 前条に規定する基準により支給された通勤手當に自己負担分を加え、自ら選択した合理的な経路による通勤定期を購入すること又は通勤定期券以外の方法として会

社が指定する割引サービス（以下、「割引サービス」という。）に登録することは妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、阪急線又は阪神線の利用が可能な区間について、他経路を利用する場合（前条第2項の規定により会社が認めた場合を除く。）には、第4条の規定にかかわらず、阪急線又は阪神線の利用可能な区間にかかる通勤手当は全額支給しない。
3. 前条及び本条に規定する取扱いの詳細は、別に定める。

（通勤手当使途の限定）

第7条 通勤手当は会社が認める経路及び方法による通勤のために使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

（通勤定期券購入又は割引サービスへの登録等の確認）

第8条 会社は、社員に対し、いつでも会社所定の方法により通勤定期券購入又は割引サービスへの登録等の確認を求めることができ、社員は、速やかにこれに応じなければならない。

（支給の申請手続）

第9条 通勤手当は所定の申請書をもって本人が申請し、所属上長の承認を得た後、人事総務室人事部課長（人事担当）が審査し、適正と認められる者に支給する。

2. 一旦支給した通勤手当は、いかなる理由でも再支給はしない。

（届出の義務）

第10条 新たに通勤手当の支給を受けようとする者、又はすでに通勤手当の支給を受けている者は、住居、職場の変更により、通勤経路の変更・取消があった場合は、所定の申請書をもって、その旨を遅滞なく会社に届けなければならない。

2. 前項の変更・取消があった場合は、新しい経路による通勤手当を支給し、若しくは既払いの通勤手当を返納させ、又はその差額を必要に応じて追加して支給し、若しくは返納させるものとする。

（支給停止）

第11条 通勤手当は、次のいずれかに該当した場合、事象発生の日から支給を停止する。

- (1) 退職又は契約を解除されたとき。
 - (2) 休職（出向休職を除く。）したとき。
 - (3) 1ヶ月以上欠勤し、なお継続して欠勤の見込みのあるとき。
 - (4) 転居・異動等により、通勤手当が必要でなくなったとき。
 - (5) 第8条に定める割引サービスの適用を受けるべきことを会社が指定している場合で、支給開始前月の当該交通機関が設定する登録期限までに当該割引サービスに登録しなかったとき。
 - (6) 第8条に定める現物（通勤定期）のコピー又は割引サービス登録状況の分かる書面若しくはその写しを所定の期限に提出しなかったとき。
 - (7) 前各号に準ずる事実があったとき。
2. カフェテリアプラン規程に基づき、阪急・阪神全線乗車証の交付を受ける社員で、第5条に定める基準により通勤経路に阪急線もしくは阪神線を含めると認定された場合は、当該社線の通勤手当の支給を停止する。
 3. すでに前払いで支給済のものについては、停止以降の通勤手当を精算しなければならない。

（不正使用等の取扱い）

第12条 次の事実が判明したときは就業規則第103条から第107条の規定に照らし

厳重に処分するとともに、不正に受給していた通勤手当を全額会社に返還させ、事後の通勤手当の支給を停止する。ただし、情状を酌量する場合がある。

- (1) 通勤手当の支給の申請が事実に反していたことが判明したとき。
- (2) 通勤定期券を購入していなかったことが判明したとき。
- (3) 購入した通勤定期券代が受給した通勤手当額を下回っていることが判明したとき。
- (4) 届出が遅滞して会社に損害を与えたことが判明したとき。
- (5) 第8条に定める通勤定期券購入又は割引サービスへの登録等の確認に応じなかつたとき。
- (6) 前各号に準ずる事実が判明したとき。

付 則

1. この改定は、2024年4月1日から実施する。